

洗濯業務委託仕様書

岩手県立宮古病院の洗濯業務に係る仕様は、次のとおりとする。

1 基本的事項

業務を行うにあたっては、昭和59年4月6日付総第15号厚生省医務局総務課長通知（以下「厚生省通知」という。）によるほか、クリーニング業法等関係法令並びに契約に定めている条項に基づき、常に清潔に留意し、適正に処理するとともに、病院業務の運営に支障をきたさないよう、業務を遂行するものとする。

また、クリーニング業法の規定により、クリーニング師を1名以上常勤させ、直ちに県知事にクリーニング所の開設の届出を行なうこととする。

2 洗濯物の種類

洗濯物の種類は、別紙2に掲げるものとする。

3 作業日及び作業時間

月曜日から金曜日まで 8時00分から17時00分まで
（年末年始期間のうち病院の指定する日を除く。）

4 従事者の服装

従事者は、作業中、一定の作業衣を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札を付けること。

5 洗濯物の取扱い

- (1) 病院の洗濯依頼担当者（以下「病院担当者」という。）は、洗濯物が発生したときは、定められた容器に保管する。
- (2) 病院担当者は、洗濯物を定められた容器に収集し従事者に依頼するものとする。
- (3) 従事者は、各部署より搬送された洗濯物の洗濯をするものとする。
- (4) 当該洗濯物に関する洗剤については、受託者が準備するものとする。（当院推奨品としては、ディパーシー(株)製ブライトプラス（同等品可）であること。）
- (5) 結核、感染症等により汚染されているもの及びウイルスの疑いがある洗濯物は別紙（令和2年4月30日付医業第58号新型コロナウイルス感染症に係る感染する危険のある寝具類の取扱いについて）のとおりとする。

6 洗濯

洗濯は、厚生省通知に定める基準に従い実施するものとする。

7 返納

- (1) 従事者は、洗濯完了後は、洗濯物を各部署毎に揃え、保管するものとする。
- (2) 病院担当者は、洗濯完了したものについて確認検収を行い、引渡しを受けるものとする。
- (3) 確認検収の結果、不良のものについては、再度洗濯を実施するものとする。

8 事故報告

従事者は、依頼された洗濯物を滅失、又は損傷した場合は、遅滞なく病院長に報告するものとする。

9 その他

- (1) 従事者は、業務に忠実に専念し、業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならないこと。
- (2) 受託者は、従事者の労働時間及び賃金等について、労働基準法その他法令に抵触することのないよう十分留意して対応すること。
- (3) 作業に従事させるものは、満18歳以上のものとする。
- (4) 受託者は、基準寝具病衣取扱業務従事者名簿（様式1）を病院長あて提出すること。なお、提出後異動があった場合も同様とすること。
- (5) 受託者は、毎日の作業が完了した都度、基準寝具病衣取扱業務完了報告書（様式2）を提出すること。

様式2

事務局長	事務局次長	総務課長	管財係長	係	責任者

令和 年 月 日

岩手県立宮古病院長 様

受託者 住所
氏名

洗濯業務完了報告書

業務実施日		業務従事時間	
令和 年 月 日 (曜日)		時 分 ~ 時 分	
従事者氏名			
記 事			
品目	数量	品目	数量
予 防 衣		ドーナツ枕	
手 術 衣		靴下・手袋	
バスタオル		体交クッション・氷枕カバー	
コットンシート		そ の 他	
シーツ類			
カーテン			
ベッドカバー			
ズボン			
タオル類			
尿器カバー			
エプロン			
包帯・抑制帯			
合 計	—	合 計	
特記事項			

洗濯業務内容明細書

1 洗濯物の種類及び見込数量

院内で使用したタオル等の洗濯

種 類	月間見込数量	1日当り見込数量
予防衣	72	4
手術衣	565	26
バスタオル	1,407	65
コットンシート	65	3
シート類	694	32
カーテン	5	0
ベッドカバー	2	0
ズボン	383	18
タオル(小)等	569	26
尿器カバー	0	0
エプロン	110	6
抑制帯等	146	8
ドーナツ枕	0	0
靴下・手袋等	246	11
体交クッション等	484	22
その他(上記に分類できないもの)	737	23
合 計	5,485	244

2 洗濯物の取扱について

(1) 完了した洗濯物は、各部署ごとに揃え、病院担当者に引き渡すこと。

業務日程表(参考)

曜日 時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
8:00	洗濯物洗濯	洗濯物洗濯	洗濯物洗濯	洗濯物洗濯	洗濯物洗濯	
8:30	↓	↓	↓	↓	↓	
9:00						
9:30						
10:00						
10:30						
11:00						
11:30	↓	↓	↓	↓	↓	
12:00	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	
12:30	洗濯物洗濯	洗濯物洗濯	洗濯物洗濯	洗濯物洗濯	洗濯物洗濯	
13:00	↓	↓	↓	↓	↓	
13:30						
14:00						
14:30						
15:00						
15:30						
15:45						
16:00						
16:30	↓	↓	↓	↓	↓	
16:30	洗濯室整理整頓	洗濯室整理整頓	洗濯室整理整頓	洗濯室整理整頓	洗濯室整理整頓	
17:00	終了	終了	終了	終了	終了	

周知対象：感染対策担当者、

貸借担当者等

周知期限：令和2年5月1日

医 業 第 5 8 号

令和2年4月30日

各病院長

各地域診療センター長

様

業務支援課総括課長

新型コロナウイルス感染症に係る感染する危険のある寝具類の取扱いについて(通知)

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課より医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて別添のとおり通知がありましたので、関係職員に周知願います。

【担当】

業務支援課 平藤

電話 019-629-6337

事務連絡
令和2年4月24日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて

医療機関が、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託するに当たっては、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）により、やむを得ない場合を除き、医療機関内の施設で消毒を行うこととしています。

今般の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や、医療機関において消毒作業に係る負担が増大していることを踏まえ、医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、管下医療機関に対し周知をお願いします。

なお、本事務連絡の内容は、一般社団法人日本病院寝具協会と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託するに当たっては、やむを得ない場合を除き、医療機関内の施設で消毒を行うこと。
具体的な消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」の別添2「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」を参照すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症患者が多数入院し、消毒作業に過大な負担が掛かり、医療提供に支障を生じる場合や、医療機関の職員が新型コロナウイルスに感染したことにより、消毒作業を行う人員の確保が困難である場合等においては、「病院、診療所等の業務委託について」のやむを得ない場合に該当するものとして、医療機関内の施設において消毒を行

令和2年4月23日
一般社団法人日本病院寝具協会

新型コロナウイルスに感染の危険のある寝具類の処理方法について (お客様へのお願い)

【1】病院内での消毒(以下「一次消毒」という。)のお願い

以下のいずれかの方法により病院内での消毒をお願いします。

・平成5年2月15日指第14号 厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について(抄)」の別添2及び一般社団法人日本病院寝具協会発行「寝具類の消毒に関するガイドライン(第7版)」のそれぞれの一部を準用して行う消毒方法による。

A:熱水消毒(80° C・10分)

B:0.05%(500ppm)～0.1%(1,000ppm)の次亜塩素酸Na溶液に30分間浸漬後、洗濯。
(浸漬後の洗濯は次亜臭がなくなる程度に洗い流していただければ結構です。)

* <上記Bの溶液濃度の参考例>

例えば、市販の6%の塩素系漂白剤(ハイター・ブリーチ等)を利用する場合、20の水に対して20cc(ペットボトルキャップ4杯程度)で、0.06%(600ppm)になります。(なお、この溶液に30分間浸漬後、洗濯も可)

(注1) 病院内で上記のA又はBの一次消毒を実施するために病室から運び出す場合の注意として、ビニール袋で二重に密閉して外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭してください。

(注2) 病院内で消毒済みの寝具類については、上記の(注1)とは別のビニール袋に入れ、袋内の空気をなるべく抜き二重に密閉、外側を0.05%(500ppm)次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して、「消毒済み」「病院名」「新型コロナウイルス」と明記の上、洗濯委託業者に引き渡してください。

【2】上記【1】の代替案

本来は、上記のA又はBの処理が病院内で行われることが大原則ですが、設備的な理由や人員確保の面などで困難な場合は、以下の方法も参考にしてください。

C:寝具類を水溶性バッグ(PVAフィルム等)に入れ、しっかりと口を締め、更にそれをビニール袋に入れて、二重に密閉した状態で外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して下さい。

D:寝具類に含有率70%以上のエタノールを、近距離でまんべんなく吹き付けした上で、ビニール袋で二重に密閉し、外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して下さい。

○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知)

第三 業務委託に関する事項

8 患者等の寝具類の洗濯の業務(新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)であつて、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。
- ② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)

○病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について(令第四条の七第七号第六号関係)

3 感染の危険のある寝具類の取扱い

- (2) 感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであつても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと(例外的に消毒前の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。)

(別添1)病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準

第二 管理

3 寝具類の管理及び処理

- (2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。

- ① 感染の危険のある寝具類については、(1)による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添2の消毒方法により消毒を行うこと。

① ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積一立方メートルにつきホルムアルデヒド六 g 以上及び水四〇g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま六〇℃以上で七時間以上触れさせること。

② エチレンオキシドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス(炭酸ガス、フロンガス等)を混合したものを注入し、大気圧下で五〇℃以上で四時間以上作用させるか、又は 1kg/cm² まで加圧し五〇℃以上で一時間三〇分以上作用させること。

③ オゾンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、GT 値六〇〇〇ppm・min 以上作用させること。

また、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」(平成十九年三月三十日付医政経発第〇三三〇〇〇二号厚生労働省医政局経済課長通知)を遵守すること。

(注) 1 ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染することがないように換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物がガスに十分触れないことがあるので注意すること。